破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３２０号
北海道二海郡八雲町出雲町40番地20
債務者　西谷　嘉澄
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３２１号
函館市的場町16番12号
債務者　宮腰　圭一
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３２７号
北海道二海郡八雲町東雲町24番地144　エルシー都Ⅱ103号室
債務者　房田　匡幸
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
島根県出雲市古志町2047番地　勝部荘１
債務者　神田　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４４号
広島県三次市吉舎町敷地637番地１
債務者　立花こと　佐々木岳彦
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第９７２号
さいたま市見沼区春岡２丁目32番26号　ピュアコート102、旧住所さいたま市中央区本町東３丁目３番５―206号
債務者　佐久間節子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１６号
埼玉県川口市新井町10番５―305号　グリーンパレス
債務者　佐藤　信江
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１７号
埼玉県坂戸市関間１丁目15番40号
債務者　齊藤　令子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６４号
埼玉県北足立郡伊奈町栄１丁目58番地８
債務者　渡邊　静香
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９１号
埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―105号
債務者　高木　利江
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１８号
さいたま市中央区上落合７丁目８番３―201号
債務者　石井　満一
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４０号
埼玉県上尾市緑丘２丁目５番15号　ショウヒロ緑丘201
債務者　伊東　京子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６１号
埼玉県蕨市塚越５丁目21番15号　ヴィラージュリア202号
債務者　鈴木　里奈（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７２号
埼玉県上尾市東町２丁目10番４―１号　レオパレス21あずま103
債務者　高橋　松男
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７５号
埼玉県加須市久下５丁目６番地５
債務者　一條　政司
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８１号
埼玉県上尾市大字原市1282番地18
債務者　前川　信子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８３号
埼玉県川口市上青木西２丁目１番１―205号　中銀青木公園団地１号棟、前住所埼玉県川口市中青木３丁目17番９号　第２羽鳥コーポ201号
債務者　猪野与理子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係